◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一八一号）

（財務省）

1　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第四条関係）

2　この政令は、平成二八年三月三一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八二号）（国土交通省）

一　踏切道改良促進法施行令の一部改正関係

保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助の対象とする鉄道事業者の要件を定めることとした。（第二条関係）

二　道路法施行令の一部改正関係

国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めることとした。（第二〇条関係）

三　国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成三三年三月三一日までに延長することとした。（附則第一七条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）

1　社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

三年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する学校及び養成施設（以下「学校等」という。）に関する規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　社会福祉法施行令の一部改正関係

社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業に学校等を経営する事業を加えることとした。（第二条関係）

三　経過措置

学校等の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができることとした。また、この申請があった場合には、主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。（附則第二条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一八五号）（厚生労働省）

一　社会福祉法施行令の一部改正関係

1　特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者を定めることとした。（第一三条の二関係）

2　社会福祉を目的とする事業を定めることとした。（第二三条の二関係）

二　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係

1　障害福祉に関する施設及び事業を特定介護保険施設等とすることとした。（第一条、第一条の二及び第二条関係）

2　児童福祉法第二七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に使用される特定介護保険施設等職員に係る掛金の額を定めるとともに、単位掛金額及び補助金算定対象額を改めることとした。（第六条第二項、第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条関係）

三　施行期日等

1　経過措置

㈠　社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。（第五条～第七条関係）

㈡　社会福祉法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定による高等学校又は中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができるものとすることとした。また、この申請があった場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずるものとすることとした。（附則第一〇条関係）

㈢　㈡のほか、この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第九条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の㈡については、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（内閣府本府）

1　低所得世帯における保育料の負担軽減措置の拡充

㈠　市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満である場合の利用者負担の上限額について、新たに額を定めることとした。（第四条～第七条及び第九条～第一三条関係）

㈡　市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七、七〇〇円未満）であり、複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設けることとした。（第一四条の二関係）

2　拠出金率の改定

子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づき定める拠出金率は、一、〇〇〇分の二・〇とした。（第二七条関係）

3　附則関係

㈠　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令による改正後の2の規定は、平成二八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によることとした。（附則第三条関係）

㈢　この政令の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条及び第五条関係）

㈣　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（厚生労働省）

1　児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行うこととした。（第二四条及び第二五条の二関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。